

号) 第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市新庄町85番地
学校法人富山県自動車学園
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第235号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市町村59番地
株式会社富山中部自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第236号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市五福4186番地
学校法人北日本自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第237号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市婦中町田島1122番地

株式会社富山自動車技術研究所

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第238号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県富山市本郷2444番地
株式会社呉羽自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第239号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務

取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県射水市小島 715番地
株式会社富山県自動車教習所
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第240号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県高岡市能町1789番地
学校法人高岡学園
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和8年4月1日

富山県告示第241号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県高岡市中保75番地
株式会社北陸自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第242号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県氷見市窪1850番地
-

学校法人氷見自動車学校

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第243号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第 151条の 2 の規定により告示する。

令和8年4月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
富山県南砺市高宮6480番地
学校法人南砺自動車学校
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出手数料徴収業務委託における手数料徴収等事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日
令和8年4月1日

富山県告示第244号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務

